

藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食料費、公共料金等の物価高騰によりサービス提供に伴う支出が増大している障がい福祉サービス事業所が安定的かつ継続してサービスを提供できる体制を確保するとともに、価格転嫁による利用者負担の増加を抑制し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に係る用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める事業所のうち市内に所在し別表のいずれかに該当する事業所であって、次のいずれにも該当する事業所をいう。

ア 交付申請時点において現に運営しており、かつ交付決定時点においても継続して運営していること。

イ 令和6年度中に藤沢市民に対するサービス提供実績があること。

ウ 藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金を申請しないこと。

エ 藤沢市が業務委託、または指定管理している事業ではないこと。

(2) 定員数 交付申請時点において、指定権者に届け出ている利用定員数をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人のうち、市長が適当と認めた者とする。

(1) 事業所を運営する法人であること。

(2) 藤沢市が課税する市税を滞納していないこと。市外の法人にあつては、所在地が課税する市町村税を滞納していないこと。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、令和7年3月17日までに、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書（様式第1

号)を市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書兼請求書に示す必要書類を添付し、提出しなければならない。

3 申請は、1法人につき1回限りとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定したときは、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
ただし、交付を決定した場合の通知は、申請者が指定する金融機関の口座への助成金の振込みをもって代えることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定をするにあたり、必要な条件を付すことができる。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成を行うことを決定したときは、交付を決定した日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(助成額)

第9条 助成額は、別表の事業種別欄に定める事業所ごとに、同表の利用定員数欄に定める区分に応じ、同表の算定単位、助成金の月額欄の金額、運営予定月数を乗じた額の百円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 別表の事業種別について同一事業所番号で複数に該当する場合は、当該種別のうちいずれか一つを助成金の交付対象者が選択し、適用する。

3 助成額は、令和6年度の運営予定期間をもって積算する。ただし、月の途中において開始又は終了する場合は当該期間に算入しない。

(利用者への還元)

第10条 この助成金の交付を受けた者は、助成の趣旨に従い、利用者及び市内製造、販売事業者への経済的還元に努めるものとする。

(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項について、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）第9条、第11条及び第12条の規定を適用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第9条関係）

事業種別	利用定員数	算定単位	助成金の月額
共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練		利用者定員1人 当たり	3,000円
自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援	20人以上	1事業所当たり	21,000円
	20人未満	1事業所当たり	14,000円
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度包括支援、短期入所、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助、移動支援		1事業所当たり	4,000円